

消費者委員会 地方消費者行政専門調査会 今後のスケジュール（案）について

開催回	開催日時	審議事項
第1回(済み)	平成22年4月28日(水) 17:00~19:00	○地方消費者行政専門調査会の進め方について ○地方消費者行政に関わる制度的枠組み(消費者基本法・消費者安全法、予算措置等)について
第2回(済み)	平成22年5月20日(木) 14:00~16:00	○地方消費者行政の現状と課題について
第3回	平成22年6月15日(火) 10:00~12:00	<p>相談ネットワークの強化</p> <p>論点2. 国と地方のネットワークのあり方</p> <p>(1)消費生活センター・消費生活相談窓口の整備をどのように進めるか。 ①市町村がそれぞれに対応するのか、広域対応とするのか。 ②消費生活センター、相談窓口の設置基準(最低水準のガイドライン)を設けることは是非、設けるとしたらどのようなものか。 (2)地方自治体相互のネットワーク(隣接県のブロック、県と市町村、近隣市町村相互間)をどのようにしたらよいか。 (3)国民生活センターはネットワークの機能向上にどのような役割を果たすべきか。</p> <p>論点3. 消費生活相談員制度及び相談員への支援のあり方</p> <p>(1)国や地方自治体による相談員、相談体制への支援はどうあるべきか(特に情報提供、研修、専門家による支援、相談員の資格などのあり方)。 (2)相談員の処遇は、多様な選択肢の提示を含め、どのように改善したらよいか。 (3)国民生活センターによる相談員の教育・研修・支援はどうあるべきか。</p>
第4回	平成22年7月28日(水) 10:00~12:00	
第5回	平成22年8月30日(月) 15:00~17:00	<p>情報ネットワークの強化</p> <p>論点4. 情報(相談情報・事故情報を含む。)の収集・分析及び情報提供のあり方</p> <p>(1)情報の収集体制をどのように充実させるか(PIO-NETなどの設置・活用のあり方を含む。) (2)情報の適切な分析のシステムはどうあるべきか。 (3)収集・分析された情報を消費者に迅速・適切に提供するためにどうすべきか。</p> <p>論点5. 商品テストの位置づけ・各機関のあり方</p> <p>(1)商品テストにはどのような機能が求められるか(商品比較テスト、原因究明テスト、自主テスト等)。 (2)地方消費者行政施策の中にテスト機能をどう位置づけるのか。 (3)国民生活センターや製品評価技術基盤機構(NITE)などのテスト機能をどう活用するか。 (4)テスト機関相互の連携・役割分担をどう考えるか。</p>
第6回	平成22年9月14日(火) 16:00~18:00	
第7回	10月	○中間整理の上、論点1(※)を議論。消費者委員会への報告
第8回	11月	<p>関係法執行の強化</p> <p>論点6. 地方自治体による法執行のあり方</p> <p>(1)国による法執行と地方自治体による法執行、条例との関係をどのように組み立てるか。(地方自治との関係を含め整理) (2)特定商取引法や景品表示法等を都道府県あるいは連携して適切・迅速に執行していくためにどのような体制づくりが必要か。 (3)国の機関との連携・協力体制はどうあるべきか。 (4)法執行関連の研修の充実をどう図るか。</p>
第9回	12月	<p>基盤・環境の整備</p> <p>論点7. 行政と消費者、事業者などの協働及び消費者の声を政策決定などに反映させるシステム構築のあり方</p> <p>(1)地方自治体と消費者団体、事業者団体及び各種専門家・研究機関との連携協力体制をどう構築するか。 (2)地方自治体と消費者被害の情報収集、啓発などを行う消費者団体との連携や、地方自治体による支援をどう進めるか。 (3)消費者及び高齢者、障害者、子どもなど社会的弱者の声を地方自治体の消費者行政に反映させるシステムをどうするか。 (4)地方消費者行政の基盤として消費者の自立を支援するための消費者教育、啓発をどう進めるか。</p> <p>論点8. 地方消費者行政の充実強化に向けた組織体制と人材育成のあり方</p> <p>(1)地方の消費者行政を推進する体制をどのように組織するか。 (2)消費者行政に携わる行政官の人材育成及び意欲喚起をどうするか。</p>
第10回	1月	
第11回	2月	○提言案の取りまとめ→消費者委員会へ報告
第12回	3月	○消費者委員会として提言へ

※論点1. 消費者行政における国と地方の役割分担のあり方(→各論点の検討の中でも適宜議論いただく)

(1)地方の消費者行政に対して国はどのように関与することが適切か(地方自治、地方分権と消費者行政)。

(2)地方消費者行政を支える財政基盤はどうあるべきか。

①これまでの国会審議の経過を踏まえ、考え方を整理すべきではないか(地方財政法の改正の議論を含む。)

②地方消費者行政活性化基金の期限後である平成24年度以降の財政支援はどうあるべきか。